

## 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会役員選出規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員の出選区分について必要な事項を定めるものとする。

(役員を選任)

第2条 役員を選任は、次のとおりとする。

2 定款第18条第1項第1号及び第2号に規定する理事及び監事は、別表1及び別表2に掲げる区分により評議員会において選任する。

(規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(別表1) 理事選出区分

区 分	理 事	選 出 範 囲
1 各種住民組織の代表	1名以上	自治会、婦人組織、青年組織、農・漁協、商工会、労働組合、地区社協、福祉委員等
2 社会福祉事業を営む団体の代表及び学識経験者	1名以上	各種社会福祉施設、訪問介護等の社会福祉事業を営む団体及び社会福祉に関する教育を行う者、社会福祉に関する研究を行う者、社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者、公認会計士・税理士・弁護士等社会福祉事業の営むを行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
3 その他福祉関係機関団体	1名以上	民生委員・児童委員協議会、更生保護団体、母子・父子団体、老人クラブ、障害児（者）団体、各種福祉関係家族の会、関係行政機関等
4 関連分野の団体の代表	1名以上	社会教育・学校教育の関係団体、医師会、保健衛生団体等及びボランティア団体、個人ボランティア
合 計	7名以上 12名以内	

(別表2) 監事選出区分

区 分		監 事	選 出 範 囲
1	社会福祉法第 44 条に規定する財務諸表等を監査し得る者	1 名	公認会計士、税理士、弁護士、会社等の経理責任者及び監査役その他経理経験豊富な者
2	社会福祉事業について学識経験を有する者	1 名	社会福祉に関する教育を行う者、社会福祉に関する研究を行う者、社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
3	地域の福祉関係者		社会福祉事業を行う団体の役員等、民生委員・児童委員、社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等、医師、保健師・看護師等保健医療関係者、自治会・町内会・婦人会及び商工会等の役員等
合 計		2 名	